

平成24年度第5回北上市政策評価委員会会議録（要旨）

【出資法人等協働評価専門部会】

日 時	平成24年10月24日（水）午後1時～5時
場 所	北上市市民交流プラザ
出席者	(1)委員 4名 山田晴義部会長、青木一郎委員、小野寺純治委員、谷藤邦基委員__（宗和暢之委員は欠席） (2)事務局 (3)担当部課職員
傍聴者	なし

1 議題

(1) 専門部会の評価内容協議

	対象案件
1	芸術文化の振興について 財団法人北上市文化創造
2	スポーツの振興について 財団法人北上市体育協会
3	地域づくりの推進について 財団法人北上市自治振興公社

2 会議の概要及び主な意見等

項目別の評価内容を検討し、専門部会としての評価シートとりまとめを行った。

(1) (財)北上市文化創造

[主な意見等]

・原価計算してコスト標準を出すとかそういう議論があったが、非常に重要な観点だと思う。文化創造に限らず、3法人すべてに共通する話だが、どのくらいお金をかけたらいいかについては、市民が判断することで、市民が判断するには基準が必要だろうと思う。施設を運営するとしてこのくらいの事業を行うとだいたいのくらいのコストがかかるのか、標準的なコストの設定のようなものは必要な気がする。

・個人的には文化は金がかかるものだと前提を置いているので、そこにコストを入れて評価をすること自体が本質的ではないと思う。個人的な意見として、経費は削るべきではない。

・文化はお金がかかるが、必ずしも公的機関だけでカバーするものではなく、ビジネスとしての視点も大事。だとすれば、自主財源の話でもうひとつ努力があっ

てもいいのではないか。

- ・中長期計画は施設の問題がからむので、法人単独ではやりにくいという問題は残る。

- ・予算規模を聞いていると人数はそれほどいるわけではなくて、その中できちんと中長期計画を作ってそれを回していくのは難しいだろう。総務部門が厚くなってしまって逆にコストがかかってしまうという心配がある。

- ・行政のほうはあまり細々とした縛りを設けるのではなくて、専門家の意見に基づいて方向性やビジョンは明確に出して、その範囲の中で自由に事業展開していただける、そういう体制が取られているのであれば望ましいと思う。

(2) (財)北上市体育協会

[主な意見等]

- ・指定管理が体育協会への財政支援という考え方であれば、施設の維持管理は手段であってそれは目的ではない。あれだけの施設を体育協会に委託をして、なおかつ役員が無報酬であるということは、本末転倒に近いのではないかということを感じた。

- ・他の総合型スポーツクラブがやっているところを、体育協会が地域の住民とやっていくということが、本来の体育協会のあり方だったのかと思う。体育協会自身も難しい判断を求められているところかと思う。

- ・設立目的に沿った事業かという解釈の仕方が、市からの施設の指定管理も踏まえた事業を前提とした（寄附行為上の）設立目的があって、それに沿ったということであれば○でいいと思う。ただ、本来の体育協会の設立目的に沿ったものかと言われるとどうかというところは出てくる。

- ・市と体育協会がしっかりとこういう議論を踏まえて向き合ってほしいというところはある。そういうことでどこかに書かないと、市の思惑と、体育協会の思惑とずっとずれたままになってしまう。我々外部の人間としては、言いつらいところも言うておかないといけないのかなという意識がある。

- ・形式的な議論をすれば、確かに定款なり寄附行為なりに盛り込んだ事業をやっているのだから、そのこと自体が目的に沿っていないということにはならない。ただ、そもそもそういう定款をこしらえたことがよかったのかどうかという議論になってしまう。実際（新しい定款のもとで）走り始めてからまた検討してもらえないところだと思う。

- ・財務状況で文化創造と違うのは、自主事業の収入がほとんどないこと。文化創造はまだ自分たちの公演などで稼いでいるが、体育協会の場合はそれがほとんどないところが気になる。（自主事業を）やっていないから役員の報酬も払えないし、という状況になっているのではないか。

(3) (財)北上市自治振興公社

[主な意見等]

・ふるさと体験館のような施設を、この法人が管理運営するのは趣旨に合っていること。ただそれが本当にきちんとされているかどうかはむしろ問題。この法人にとってふるさと体験館というものは非常に重要なツールなので、これをうまく活かさないのはおかしいというのは、言うべきだと思う。

・交流とか地域振興の趣旨に合ったプログラムが提供されているかどうかについては疑問だということ。別にふるさと体験館そのものが悪いわけではなくて、その運営の仕方が不十分だということをここでは言いたい。

・余剰金の活用方法はもうちょっとやりようがあったのではないかと思うが、例えばその財団の裁量で、1億円を資本金に株式会社を作ることができるのであれば、それはまた評価のしようがあるが、それができない。公益目的のために取り崩さなければいけないことになっているので、そこを法人の評価として何か言われるのは非常に酷な話。

・「自治振興が本来の目的として中核になるように再考するべきではないか」は重要なポイント。新たな定款では表現が変わって「自治振興」という言葉はなくなったが、定款自体は将来的に変更できないわけではない。ただ、いままさに認可申請を出している段階で言うのはちょっと適切ではないので、その他特記事項あたりに将来的な課題として指摘しておくのはあっていいと思う。